

2000年	8月	1日	制定
2000年	10月	1日	施行
2001年	8月	1日	改正
2001年	8月	1日	施行
2002年	10月	18日	改正
2002年	11月	1日	施行
2004年	8月	3日	改正
2005年	1月	1日	施行
2009年	11月	26日	改正
2010年	1月	1日	施行
2015年	11月	26日	改正
2016年	1月	1日	施行
2022年	3月	28日	改正
2022年	4月	1日	施行

## アンチ・ドーピングに関する規定

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則A項（以下「付則A項」という。）および世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA規程」という。）ならびに日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という。）に基づき、競技運転者の健康を保護し、競技会が公平・公正に行われることを保証する目的により本規定ならびに付則ドーピング防止規定を制定する。

#### 第2条 ドーピングの定義

ドーピングとは、付則A項第2条およびWADA規程第2条ならびにJADA規程第2条に抵触する行為をいう。

#### 第3条 規則の適用

FIAが検査管轄機関となりドーピング検査を実施する場合は付則A項が適用され、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が検査管轄機

関となり検査を実施する場合は J A D A 規程が適用される。

#### **第 4 条 ドーピング検査の対象**

J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は、競技会期間中、期間外を問わず、ドーピング検査を受ける義務を負う。

また、J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は本規定ならびに付則：ドーピング防止規定に従う義務を負うものとする。

#### **第 5 条 ドーピング検査対象者の抽出**

ドーピング検査対象者の抽出は、付則 A 項あるいは J A D A 規程に従って実施されるものとする。

検査対象として抽出された者は、検査を受ける義務を負う。

#### **第 6 条 アンチ・ドーピング規則違反による制裁措置**

ドーピング検査により採取された検体が陽性と判定された者等、アンチ・ドーピング規則違反者に対しては、付則 A 項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより、制裁措置が課せられる。

検体の採取を拒否しもしくは検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避することは、ドーピング防止規定違反となり、付則 A 項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより制裁措置が課される。また、競技運転者のドーピングを助長する者に対しても同様に制裁措置が課せられる場合がある。

#### **第 7 条 不服申し立て**

課せられた制裁措置に不服がある場合は、付則 A 項第 1 3 条あるいは J A D A 規程第 1 3 条で定める手続きによってのみ、不服申し立てをすることができる。

#### **第 8 条 本規定の施行**

本規定は、2016年1月1日より施行する。

#### **細則：ドーピング防止規定**

本細則は J A D A の定める競技団体用のアンチ・ドーピング規定に基づき、J A F に合致させたものである。

本細則に記載されていない事項については、付則 A 項、W A D A 規程および J A D A 規程が適用される。

## 第1条（目的）

本規程は、J A Fのアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用対象者）

本規程は、以下に対して適用される。

- （1） J A F及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
- （2） 競技者
- （3） サポートスタッフ
- （4） J A Fの権限下にあるその他の人
- （5） クラブ・団体（その下部組織を含む）

## 第3条（F I A、J A D Aとの連携・協力）

J A Fは、F I A及びJ A D Aが行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、付則A項、J A D A規程、W A D A規程、国際基準に基づく義務を履行する責任を負う。

## 第4条（日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力）

日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J - F a i r n e s s」という。）の権限と責務を尊重し、J - F a i r n e s s及びJ A D Aと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

## 第5条（J A Fの役割と責務）

1. J A Fは、付則A項、J A D A規程第22条に定める役割と責務を負う。
2. J A Fは、加盟する国際競技連盟から付則A項、W A D A規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
3. J A Fは、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

## 第6条（競技者の役割と責務）

競技者は、付則A項、J A D A規程第24条に定める役割と責務を負う。

## 第7条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、付則A項、J A D A規程第25条に定める役割と責務を負う。

## 第8条（結果管理手続、決定の効力）

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管

轄機関の手續により処理され、その決定はすべての国内競技連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

#### **第9条（活動評価）**

1 JAFは、JADAが行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。

2 JAFは、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

#### **第10条（不服申立て）**

JADA規程第12条に基づいてJADAがJAFに課す制裁処分については、同規程第13. 2. 3. 5項に定める通りJAFは日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

#### **第11条（他の署名当事者等の決定の拘束力）**

署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

#### **第12条（解釈）**

本規程において使用される用語は、付則A項、WADA規程及びJADA規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、付則A項、WADA規程及びJADA規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

本規程は、2022年4月1日から施行する。

以上